

第72回 通常総代会挨拶



理事長 青亀 恵一

皆さんこんにちは。本日は年度末ぎりぎりの大変お忙しい時期でございますが、総代会を開催させていただきました。よろしくお願いいたします。

本日は御来賓として、北条町長手嶋俊樹様、鳥取県土地改良事業団体連合会の倉吉事務所長の柏木大作様をお迎えしております。お二方には当団体の運営に格段の御指導御援助を頂いており、感謝申し上げます。

特に北条町長の手嶋様におかれましては、昨年の大幅な電気代高騰が大きな負担となっておりましたが、多額の補助を頂き、改めて心より感謝を申し上げます。引き続き御指導御援助をいただきますようお願い申し上げます。

さて、昨今の農業の後継者不足に起因する数々の農業問題が当団体の運営にも大きな影響を及ぼしつつあることは、例年申し上げているとおりでございます。昨年よりのエネルギー高騰に起因する大幅な物価上昇は、当団体の運営を更に厳しくしております。電気代の高騰は、お手元の添付資料にあるとおり多額の支出が今後も予想されます。その増額分は、組合員の負担金の追加増額もやむなくお願いせざるをえない状況にあります。そして、令和5年度は、千㎡あたり450円の追加増額をお願いをせざるをえなくなりました。そして物価等が安定した時期には、改めて健全経営の在り方、それを検討する必要があるとも考えております。

また、施設の老朽化対策につきましては、国の支援により当施設の機能診断を実施し、その結果をもとに現在施設設備等の全面改修を計画中であります。関係行政機関と協議しながら設計中であり、具体的な内容はまだ何っておりませんが、その内容につきましては、分かり次第随時総代さんには資料提供していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

この改修には多額の費用がかかりますが、国等の補助を最大限受けながら進めてまいりたいと考えております。

北条町の主産業であります農業、砂丘地農業をしっかりと盛り振興していくためには、当団体の健全運営は不可欠ですので、今後も一層の経営努力をしてまいります。

今回の総代会では、令和3年度の事業報告並びに収支決算等、令和4年度の補正予算、また、令和5年度の事業計画並びに収支予算等、計18議案を提案しております。

慎重に御審議していただきまして、全議案とも原案どおり承認可決していただきますようお願い申し上げます、あいさついたします。

よろしくお願いいたします。

第72回 通常総代会開催



令和5年3月27日13時30分より、北条町中央公民館の2階講堂において、第72回通常総代会を開催しました。

今回も昨年と同様、新型コロナウイルス感染予防のため書面議決を認め、総代32人（うち書面議決5人、出席率80%）の出席を頂き、議長には北条町江北の横濱郁夫総代が選出され、提出された18議案を原案どおり可決決定し閉会しました。

なお、提出議案のうち令和3年度決算及び令和5年度予算の概要は2ページと3ページに掲載しています。

※令和4年度決算は確定していますが、内部監査と総代会の承認を受けていませんので、次号で報告します。

《令和3年度 一般会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 組合費	67,019,365円	經常賦課金、特別賦課金
2 助成金	13,719,976	県、町補助金
3 財産収入	216	預金利子
4 使用料及び手数料	154,610	施設使用料、手数料
5 繰入金	2,153,862	特別会計から繰入
6 借入金	0	
7 雑収入	8,366,395	過年度未収賦課金等
8 維持管理適正化事業	15,210,000	県土連事業交付金
9 繰越金	2,618,348	前年度繰越金
10 繰替運用	17,000,000	
合 計	126,242,772	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 事務費	38,774,251円	事務費、総代会費他
2 事業費	30,176,226	維持管理適正化事業他
3 負担金	21,000	県土連負担金他
4 維持管理費	29,102,831	揚水管理費他
5 償還金及び利子	5,728,635	畑総事業償還金
6 繰出金	4,005,092	職員退職給与引当金他
7 諸費	185,842	賦課金徴収手数料他
8 予備費	0	
9 繰替運用	17,000,000	
合 計	124,993,877	

差引残額 1,248,895円は翌年度へ繰越

《令和3年度 決済金特別会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 決済金	4,191,587円	農地転用地区除外他
2 雑収入	11,788	預金利子
3 繰越金	86,361,670	前年度繰越金
4 繰替運用	17,000,000	
合 計	107,565,045	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 繰出金	1,094,500円	經常費他
2 繰越金	89,470,545	次年度繰越金
3 繰替運用	17,000,000	
合 計	107,565,045	

《令和3年度 職員退職給与金特別会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 一般会計繰入金	4,000,000円	
2 雑収入	8,771	預金利子
3 繰越金	43,855,561	前年度繰越金
合 計	47,864,332	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 退職給与金	0円	
2 繰越金	47,864,332	次年度繰越金
合 計	47,864,332	

《令和3年度 太陽光発電施設管理運用特別会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 売電収入	642,860円	
2 雑収入	99	預金利子
3 繰越金	6,616,291	前年度繰越金
合 計	7,259,250	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 繰出金	1,059,362円	電力費に充当
2 繰越金	6,199,888	次年度繰越金
合 計	7,259,250	

《令和3年度 財産目録》

令和4年3月31日現在

摘 要	金 額
【資 産】	円
流動資産	
預金	1,252,103
未収賦課金	
經常賦課金	4,410,710
かんがい排水事業特別賦課金	231,655
ほ場整備事業特別賦課金	347,860
畑地帯総合整備事業特別賦課金	2,766,912
特定資産	
決済金積立金見返預金	89,470,545
職員退職給与金積立金見返預金	47,864,332
太陽光発電施設管理運用積立金見返預金	6,199,888
基本財産	
鳥取中央農業協同組合出資金	8,000
修理資材	2,245,535
固定資産	
宅地（改良区事務所敷地）	2,032㎡
ため池・水槽（下神、由良西浜、江北）	6,956㎡
雑種地（揚水機場用地・ボックス等）	9,049㎡
山林・田・畑	2,307㎡
道路	378,027㎡
水路	6,304㎡
電磁弁用地	1,955㎡
資産合計	154,797,540円

摘 要	金 額
【負 債】	円
長期負債	
日本政策金融公庫	
畑地帯総合整備事業	3,870,604
積立金	
決済金積立金	89,470,545
職員退職給与引当金積立金	47,864,332
太陽光発電施設管理運用積立金	6,199,888
負債合計	147,405,369円

《令和5年度 一般会計予算》

(収 入)

科 目	予算額	付 記
1 土地改良事業収入	67,230千円	維持管理費
2 附帯事業収入	152	他目的使用料他
3 特定資産運用収入	20	預金利息
4 補助金等収入	7,501	補助金
5 交付金収入	12,240	適正化事業交付金
6 業務受託料収入	70	松くい虫防除
7 雑収入	750	過年度収入他
8 借入金収入	0	
9 特定資産取崩収入	59,276	経常費、繰替運用他
10 固定資産売却収入	0	
11 他会計繰入金	500	太陽光発電特会より
12 繰越金	0	
合 計	147,739	

(支 出)

科 目	予算額	付 記
1 土地改良事業費支出	91,554千円	土地改良事業に要する経費
2 一般管理費支出	26,866	土地改良区運営に要する経費
3 借入金返済支出	0	
4 支払利息	0	
5 固定資産取得支出	0	
6 特定資産積立支出	29,019	職員退職給与引当金他
7 他会計繰出額	0	
8 繰越金	0	
9 予備費	300	
合 計	147,739	

《令和5年度 太陽光発電事業特別会計予算》

(収 入)

科 目	予算額	付 記
1 発電事業収入	500千円	売電収入
2 特定資産運用収入	1	預金利息
3 雑収入	0	
4 特定資産取崩収入	0	
5 他会計繰入金	0	
6 繰越金	0	
合 計	501	

(支 出)

科 目	予算額	付 記
1 発電事業費	0千円	
2 特定資産積立支出	0	
3 他会計繰出金	501	電力費に充当
4 繰越金	0	
合 計	501	

※昨年5月発行の広報北条砂丘No. 27で、令和4年度予算の金額に誤りがありました。お詫びして以下のとおり訂正します。

一般会計 収入の部 11他会計繰入金 (正) 500千円 (誤) 50千円

一般会計 支出の部 9予備費 (正) 300千円 (誤) 30千円

太陽光発電事業特別会計 収入の部 1発電事業収入 (正) 500千円 (誤) 50千円

★令和5年度の組合費について

◇賦課基準日 令和5年4月1日

◇納期限及び徴収金額

期別	賦課金種別	納期限	徴収金額 (千円当たり)
1期	維持管理費前期	令和5年7月31日	5,850円
2期	維持管理費後期	令和5年8月31日	5,700円
合 計			11,550円 ※前年度 11,100円

★地区除外の取扱いについて★

- 農地転用 (地区除外) を計画される場合には、まず土地改良区に御相談ください。
- 農業振興地域内では、公共事業等に伴う買収以外の農地転用 (地区除外) は認められません。
- 道路、河川用地等の公共事業として用地買収される場合、下表のとおり決済金が必要です。

※ 公共用地買収であっても、地区除外の申請手続と決済金が必要です。地区除外の手続と決済金を納めていただかないと、いつまでも賦課金が賦課されますので、用地交渉の時に「北条砂丘土地改良区の受益地」であることを言って、後日に問題が残らないようにお願いします。

〔令和5年度 地区除外決済金〕

1	維持管理費決済金 (千円当たり)	152,721円
	松神地区	154,321円
	大栄地区	155,921円
2	役員現地確認日当 (1申請当たり)	1,300円

(注) 維持管理費決済金は、今後の改良区の運営及び施設を管理していくための費用を決済していただくものです。

新型コロナ対策を廃止しました

令和2年4月より行っていた新型コロナウイルス感染防止対策は、令和5年5月8日付で感染症法上の取り扱いが「2類相当」から「5類」に位置づけが変更されたことに伴い、すべて廃止しました。

来訪者につきましては、コロナ禍前と同様に事務所内で対応をさせていただきます。

大変長い間ご不便をおかけしました。

維持管理費単価の検討過程と今後の見通しについて

北条砂丘土地改良区の運営は、その主な収入源を賦課金と公的補助金に依存しています。

将来的な健全経営を見通すために、平成30年度に、賦課金のあり方を理事会で検討し、下記の表のとおり賦課金の負担が必要であるとの結果のもとに、毎年総代会で賦課金額を決定していただいております。

この方針に基づいて、段階的な値上げを行いながら、かつ経常経費に大幅な変動がない前提で、令和4年度より維持管理費を500円値上げさせていただいているところです。

R元年度～3年度	R4年度～7年度	R8年度～10年度
10,600円/千㎡	11,100円/千㎡	11,600円/千㎡

しかし、令和4年度の大幅な物価値上げ、特にエネルギー関連の大幅な値上げによって、当初の試算に大きな変動が出てきました。

特に揚水ポンプを作動する電気代につきましては、燃料費調整単価等の急激な値上がりにより、令和4年度の年間支払額が、令和3年度より1,100万円程度値上がりしました。

令和4年度に限りましては、令和4年4月から令和5年2月使用分の燃料費調整額の実績額を北栄町より助成いただきましたが、助成の対象外の値上がり分である約250万円を賦課面積で割った450円/千㎡を、令和5年度の維持管理費に上乗せして賦課させていただくことを総代会で承認を得ました。

(令和5年度維持管理費 11,100 + 450 = 11,550円/千㎡)

令和5年度につきましては、中国電力が基本料金と電力量単価の値上げを発表しており、現段階の試算では、令和4年度より更に1,900万円程度値上がりする見込みです。

電気代の推移

令和3年度決算額	21,304,479円	令和3年度決算額との差額
令和4年度想定額	32,000,000円	増額予測 約1,070万円
令和5年度想定額	51,000,000円	増額予測 約2,970万円

昨年より様々な物価がかつてないほどに急上昇しており、電気代の行政への支援を要請してはおりますが、値上がり分を満額助成していただくことは困難です。

令和6年度以降におきましても、前年度の電気代の値上がりに対して、公的補助金を控除した額を上乗せして賦課させていただきたいと考えております。

今後の改良区運営に関しましても、更なる経費削減に努めてまいります。多額の経費削減は困難な状況にあり、その主な収入源を賦課金と公的補助金に依存している現状から、賦課金の追加増額は避けられないものと考えます。

組合員の皆様におかれましては、何卒これらの諸事情を御賢察のうえ御了承いただきますようお願い申し上げます。

太陽光発電の実績

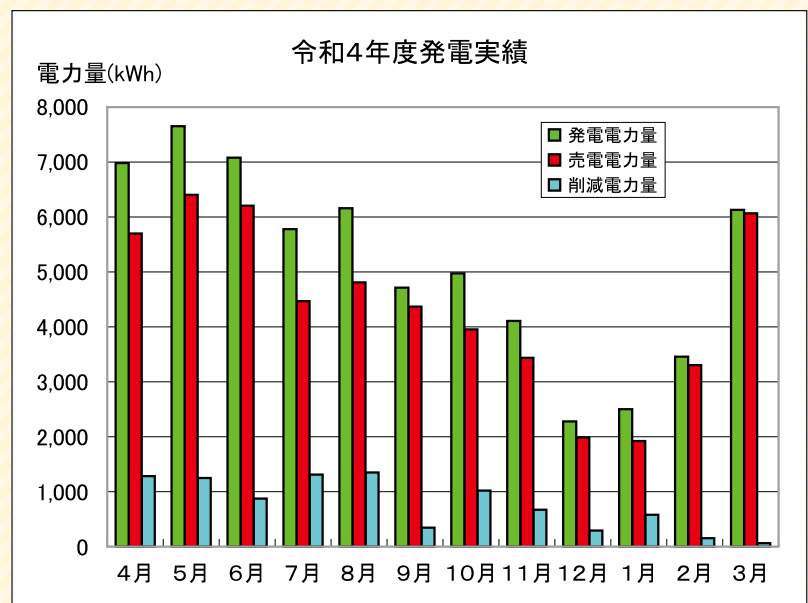
◎令和4年度発電実績

- ・設備容量：54kW(合計6か所)
- ・発電電力量：61,817.63kWh
- ・売電電力量：52,626.2kWh
- ・売電収入：526,262円
- ・削減電力量：9,191.43kWh
- ・削減電力費：約183,000円

◎平成23年3月から

令和5年3月末までの実績

- ・総発電電力量：734,659.47kWh
- ・総売電電力量：622,141.5kWh
- ・総売電収入：25,798,266円
- ・総削減電力費：約2,250,000円



●組合費の全額納付について

期別で賦課しております組合費を、1期（7月）で全額納付していただくことができます。
御希望の方は、改良区に申し出てください。

●休耕畑の賦課金について

賦課金は、休耕畑についても、従来どおり地積割りで賦課されますので、御理解御協力よろしくお願いたします。

●口座振替及び振込入金の領収書について

口座振替及び振込入金の方は、通帳記入をもって領収書にかえさせていただきます。

●組合費の口座振替（自動引落）について

組合費の口座振替は、ゆうちょ銀行・鳥取中央農協・鳥取銀行・山陰合同銀行で取り扱っております。

組合費の納入は、安全で納め忘れの心配もなく、納期ごとに金融機関に出かける手間もはぶける便利な口座振替を是非御利用ください。口座振替の手続には1か月程度かかります。お早めにお申し込みください。

口座振替依頼書は上記の金融機関（農協・鳥取銀行のみ）及び北条砂丘土地改良区にあります。

※「ゆうちょ銀行・山陰合同銀行」を利用される場合には、専用の申込書での手続が必要です。

御希望の方は事前に改良区まで連絡をお願いします。

●こんなときは必ず手続をお願いします

農地の権利関係が、次の事由により異動したときは必ず土地改良区に届け出てください。

土地改良法第43条の規定により、組合員には資格得喪の通知義務が課されています。

（組合員資格得喪通知書は改良区にあります。）

1. 組合員の死亡 2. 土地の売買・譲渡 3. 住所や氏名の変更 4. 農業者経営移譲年金を受給

※農地を相続・取得された場合、土地改良法第42条の規定によりその農地の権利義務を引き継ぐこととなります。このため、賦課金の滞納金がある場合は、相続・取得された方にそのまま引き継がれますので御注意ください。

●農地の所有権移転にも土地改良区の意見書が必要です

農地の所有権移転（農地法第3条）には、本来土地改良区の意見書は不要ですが、所有権移転された土地に滞納賦課金がある場合、土地改良法第42条により新たな所有者が滞納金の納付義務を負うため、北条町では土地改良区の意見書を必要としています。

農業委員会に所有権移転の申請をされる前に、土地改良区へ意見書の交付を申請してください。

●賦課金の期限内納入のお願い

北条砂丘土地改良区賦課金は、期限内に納入されるように御協力をお願いします。賦課金を期限内に納入されない組合員に対して、滞納処分の前提となる督促状を送付します。督促状には100円の督促手数料が加算されます。

また、年初めに、未納のある組合員に送付する「納付催告」には年14.6%の延滞金が加算されますので御注意ください。

●滞納処分について

組合費を滞納した場合、納期限までに納付された方との公平性を保つため、土地改良法第39条により滞納処分の法的手続をとり、財産を差し押えることがありますので、御注意ください。

原則として、財産の差し押えを行うに当たり、事前予告や本人の同意は必要としません。

法律では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」はいつでも財産を差し押さえることができるとされています。

令和4年度は、7件の滞納処分認可を受け、差し押えを執行しました。

今年度も滞納処分を行う予定ですので、未納の場合は速やかに金融機関などで納付してください。

メールマガジン（メルマガ）の登録をお願いします

悪天候のために散水を中止したり、強風のために飛砂防止散水に切り替えたりした時に、一刻でも早く組合員の皆様にお知らせするために、メルマガの配信を行っております。

- ①登録は、右のQRコードからメールを送信してください。件名は変更しないでください。
QRコードが読み取れない場合は、『hojosakyu@gmail.com』あてにメールを送信してください。
件名には必ず『メルマガ配信希望』と記入してください。
件名が違ったり空白の場合は、受付ができませんので御注意ください。



- ②『あなたが「水土里ネット北条砂丘NEWS」にメンバーとして追加されました』という件名のメールが届けば登録完了です。
登録は手作業で行っていますので、2営業日程度お待ちください。

2日程度お待ちいただいてもメールが届かない場合

登録完了のメールは『hsakyu-noreply@googlegroups.com』というアドレスから届きます。
また、通常のメルマガは『hojosakyu@gmail.com』というアドレスから届きます。
メールが届かない場合は、メールフィルターの設定を確認してから登録をお願いします。
メールフィルターに関しては、改良区では確認や設定はできませんので、御自身で設定の確認をお願いします。

登録ができない場合は、事前に電話0858-36-2004まで御連絡いただき、メルマガの配信を希望される携帯電話やスマートフォンをお持ちのうえ、改良区事務所までお越しください。その場で確認して登録のお手伝いをさせていただきます。

ただし、Eメールが送受信でき、メールフィルターが設定されていない端末に限ります。
SMSには対応しておりませんので御了承ください。

土壌消毒の空き容器の取扱いに御注意ください

らっきょう等の土壌消毒（ディ・トラベックス油剤等）で、地中のVP管（塩化ビニル管）が溶けて漏水する事故が数件起きています。

JAを通じて広報をさせていただいておりますので、御存知の方もおられるでしょうが、このような場合の修理費は、原因者の負担となってしまいます。

事故が起こるのは、使用済み容器を逆さまにして置いてある真下にVP管が埋設してある場合で、容器の中に残っていた高濃度の薬剤でパイプが溶けているようです。

らっきょうに限らず、長芋・葉たばこ等に使用される土壌消毒でも、同様の事故が起こりえますので、使用後の容器の扱いには十分御注意ください。

